

公告関係資料の入手方法の変更及び電子入札・契約の導入について

令和6年4月1日（更新）

令和3年10月13日（更新）

平成28年11月9日（掲載）

平成29年1月以降の入札公告から経済産業省本省の入札案件については公告関係資料の入手方法が変わりました。また、全ての入札案件で電子入札・契約が可能です。

1. 公告関係資料の入手方法の変更

従来は「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」に全ての資料を掲載していましたが、公告関係資料を削減し効率化を図るため、各入札案件に共通の定型資料は「経済産業省ホームページ」に掲載します。定型資料は一度ダウンロードすれば他の入札案件でもご利用いただけます。

また、入札説明書を廃止し、入札公告に内容を集約します。入札説明会には、各種資料を各自ご持参くださいますようお願いいたします。

(1) 入札案件によって内容が異なる資料（入札公告、仕様書等）

[調達ポータルサイト](#)にて調達情報を検索し、ダウンロード

(2) 各入札案件に共通の定型資料（入札心得、各種様式等※）

[経済産業省ホームページ](#)からダウンロード

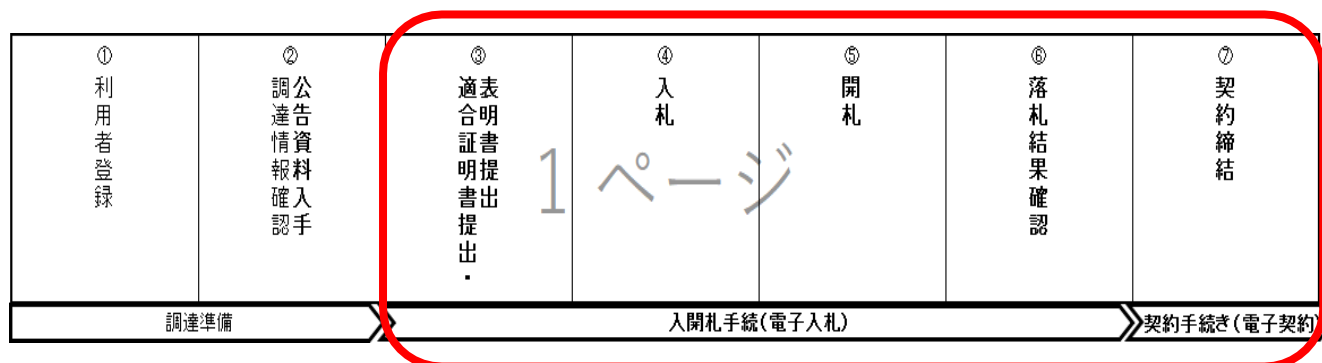
※落札決定方式（総合評価、最低価格）によりダウンロードする資料が異なりますので、

詳細は入札公告資料表紙をご確認ください。

2. 電子入札・契約の実施

経済産業省本省の全ての入札案件は、原則、[電子調達システム（政府電子調達：GEP S）](#)を利用した入開札手続（電子入札）を実施します。また、GEP Sを利用した契約手続（電子契約）が可能です。電子契約は、コスト削減（印紙税や書類の発送が不要）やインターネット環境等があれば作業場所・時間を選ばないなどの効果が見込まれるため、ご利用を検討下さい。

なお、弊省における電子調達システムの利用可能範囲は、下図赤枠内となります。



本件に関する問い合わせ先
経済産業省大臣官房会計課契約担当
電話 03 - 3501 - 1511（内線2240）